国立大学法人東京農工大学招へい規程新旧対照表の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （協議） 第９条　部局長は、この規程により難い場合については、招へい者ごとにその都度、理事(経営・企画担当)に協議して別に定めることができる。	本則 （協議） 第９条　部局長は、この規程により難い場合については、招へい者ごとにその都度、理事(総務・経営企画担当)に協議して別に定めることができる。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。